

平成 28 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名		
一般	03	01	02	134140	高齢者保護措置事業		
総合計画	分野	暮らし					
	政策	2-5	福祉の充実				
	施策	2	高齢者福祉の充実				
目的	養護老人ホームへの入所措置						
対象	要支援高齢者（入所措置）						
意図	施設での適切な生活管理のもと安心した入所生活を図る						
事業概要 …上記目的を実現するための事業手法を記載すること							
<input type="checkbox"/> 養護老人ホームはなまき荘管理運営 はなまき荘の指定管理業務委託 <input type="checkbox"/> 高齢者短期入所 急迫的に保護を必要とする高齢者の短期入所業務委託 <input type="checkbox"/> 老人保護措置費 養護者不在等在宅生活が困難となった高齢者を施設で養護するための扶助費							
市民参画の有無 []							
市民協働の形態		共催		実行委員会・協議会		事業協力・協定	
		後援・協賛		補助・助成		<input type="checkbox"/> 委託	
活動指標（上記「事業概要」に対応）			単位	区分	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(計画)
①	養護老人ホームはなまき荘入所者数		人	計画	50	50	
				実績	47	47	
②				計画			
				実績			
③				計画			
				実績			
成果指標（上記「意図」に対応）			単位	区分	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(計画)
①				目標			
				実績			
②				目標			
				実績			
③				目標			
				実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い		

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
措置者数を計画値に近づけることが望ましいのではなく適切に措置することが重要である。		
目的妥当性	公共関与の妥当性	市の関与により、他の施設に入所出来ない状況（介護度、経済的理由など）の要支援高齢者の安心、安全な生活を確保できる。短期入所事業により高齢者虐待や身体の危険に伴う事案に対応。
	<input type="checkbox"/> 妥当である	
	見直し余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない	
有効性	成果の向上余地	老人福祉法に基づく措置事務である。
	向上余地がある <input type="checkbox"/> 向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	措置費については、国や県の基準に基づき、他の養護老人ホームと同基準で設定されている。
	事業費の削減余地がある <input type="checkbox"/> どちらも削減余地がない	
公平性	受益と負担の適正化余地	入所者はケース検討会議、身辺調査を経て、第三者で構成される入所判定委員会において適正かつ公平に要否判定を受けている。費用負担については個人の収入に合わせ負担金が生じるほか扶養義務者からの負担金を徴収している。
	受益機会の見直し余地がある <input type="checkbox"/> 適正である	
	費用負担の見直し余地がある	
総合評価 …上記評価結果の総括		
老人福祉法に基づいた適切かつ的確な措置事務を執行している。		

平成 28 年度 事業説明資料

【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-ト	事業名
一般	03	01	02	134140	高齢者保護措置事業

単位：千円

		27年度 決算額(A)	28年度 決算額(B)	29年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		201,563	196,700		△ 4,863
財源内訳	国・県				
	地方債				
	その他	34,648	33,269		△ 1,379
	一般財源	166,915	163,431		△ 3,484

事業期間	単年度繰返	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	-------	------	-----------------

部重点施策における目標

高齢者が元気で生きがいをもち、安心した生活を送っています。

事業開始の背景・経緯

老人福祉法第2条の基本理念に基づき、環境上の理由及び経済的理由により居宅養護の困難な者を養護老人ホームへ入所させ養護する必要性が生じたもの。

事業概要

- 養護老人ホームはなまき荘管理運営
はなまき荘の指定管理業務委託
- 高齢者短期入所
急迫的に保護を必要とする高齢者の短期入所業務委託
- 老人保護措置費
養護者不在等在宅生活が困難となった高齢者を施設で養護するための扶助費

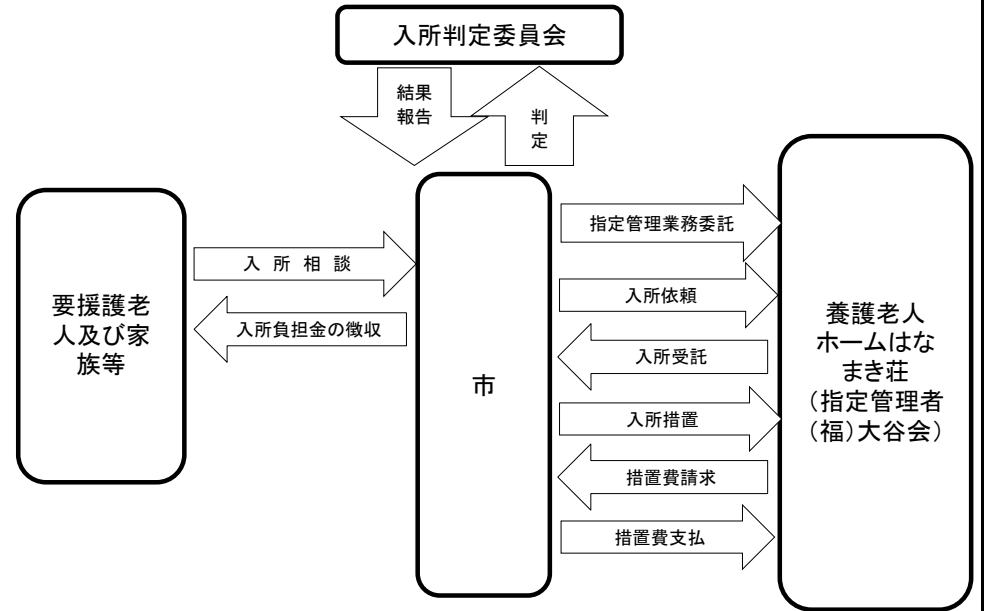
事業を展開する上での課題、留意事項 / 意見・要望等

法に基づく措置権限により入所を決定していることから、適切・的確な事務執行をする。

担当部署 部名 健康福祉 課名 長寿福祉 担当係長 齊藤 光政 内線 516

(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】



○養護老人ホームはなまき荘管理運営 120,963千円

- 8節 24千円 入所判定委員謝礼
- 12節 3千円 入所者負担金口座振替手数料
- 13節 120,936千円 はなまき荘指定管理業務委託料
平成28年度末措置者数47人

○老人保護措置費 75,737千円

- 20節 75,737千円 老人保護措置費 宝寿荘28人
松寿荘(零石町)2人
寿水荘(奥州市)1人
→人数は平成28年度末措置者数